

京 都 大 学 大 学 院 教 育 支 援 機 構 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）<u>第47条第2項</u>の規定に基づき、京都大学大学院教育支援機構（以下「機構」という。）に関し必要な事項を定める。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 機構は、研究科等が担う研究者養成及び高度専門職業人養成の機能に関し、充実強化を図るための必要な支援を行うための組織として、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) その他<u>本学</u>大学院における人材養成機能を充実強化するために必要な支援業務のうち、次条第1項の機構長が必要と認めること。</p> <p>(機構長)</p> <p>第3条 機構に、機構長を置く。</p> <p>2 機構長は、<u>教育担当の理事、副学長又は本学の専任教授のうちから</u>、総長が指名する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第28条 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。</p> <p>2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。</p> <p>3 運営委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、運営委員会の議事の運営に関し必要な事項は、<u>運営協議会</u>が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）<u>第47条の2第2項</u>の規定に基づき、京都大学大学院教育支援機構（以下「機構」という。）に関し必要な事項を定める。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 機構は、研究科等が担う研究者養成及び高度専門職業人養成の機能に関し、充実強化を図るための必要な支援を行うための組織として、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(6) (同 左)</p> <p>(7) その他<u>京都大学</u>大学院における人材養成機能を充実強化するために必要な支援業務のうち、次条第1項の機構長が必要と認めること。</p> <p>(機構長)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>2 機構長は、<u>国立大学法人京都大学の理事又は京都大学（以下「本学」という。）の副学長若しくは専任教授のうちから</u>、総長が指名する。</p> <p>3～5 (同 左)</p> <p>第28条 } 2 } (同 左) 3 } 4 前3項に定めるもののほか、運営委員会の議事の運営に関し必要な事項は、<u>運営委員会</u>が定める。</p> <p>附 則（令和8年達示第52号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>